

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

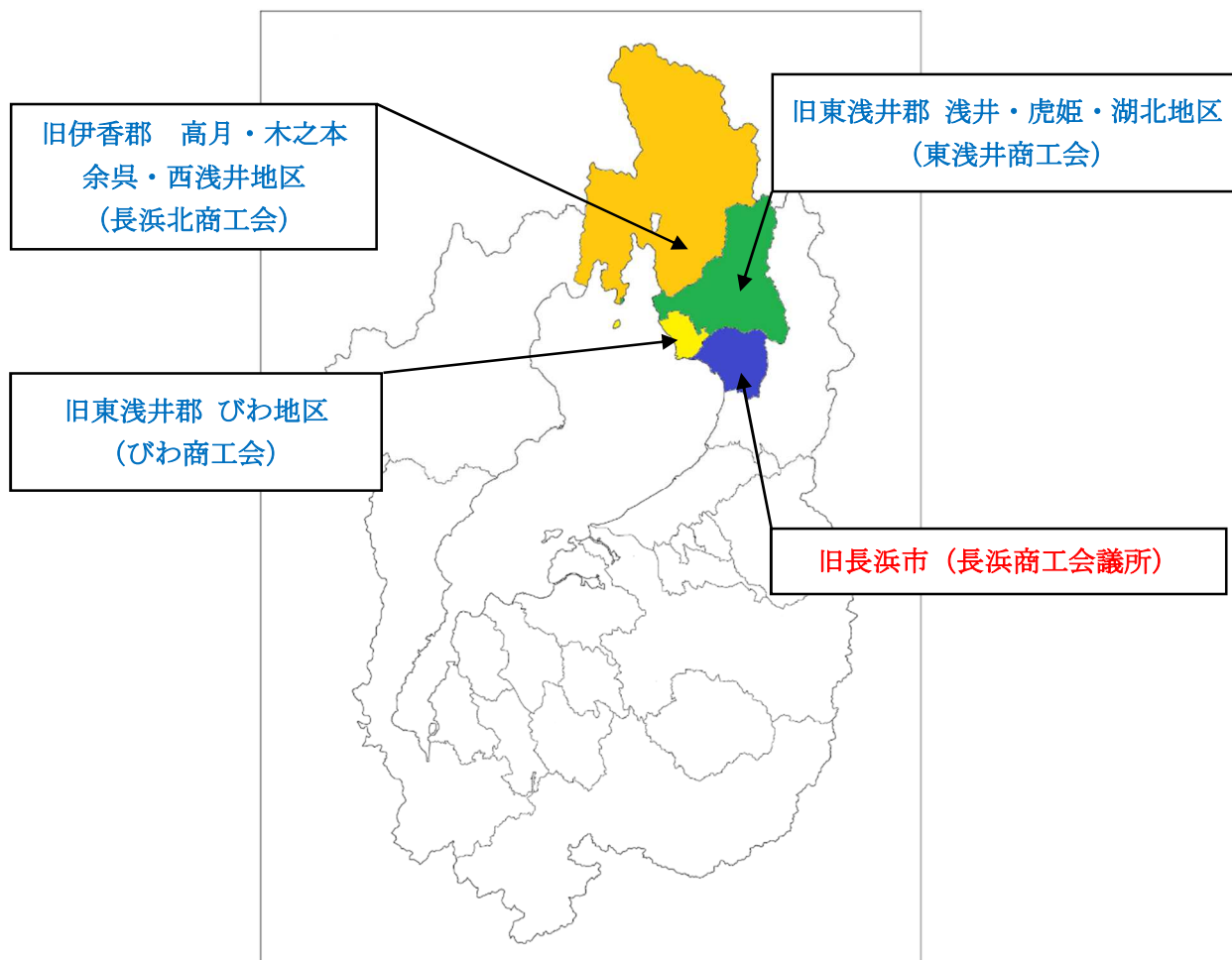
I 現状

(1) 長浜市と長浜商工会議所の地域の概要

長浜市と長浜商工会議所の位置

長浜市は、平成22年(2010)1月1日、長浜市、東浅井郡虎姫町、東浅井郡湖北町、伊香郡高月町、伊香郡木之本町、伊香郡余呉町、伊香郡西浅井町の1市6町が合併したもので、図1において4色に着色された区域を有し、北は福井県、東は岐阜県に接している。長浜商工会議所の地区は、旧長浜市の区域(図1青色に着色された部分)である。

図1. 長浜市と長浜市商工会地域の位置



(2) 地域の自然条件

長浜市は、滋賀県の東北部に位置し、東に伊吹山系の山々、西に琵琶湖があり、中央には伊吹山系を源とする姉川や高時川、余呉川等により形成された湖北平野が広がっている。長浜市の総面積は 681.02 km²（うち琵琶湖の面積が 142.42 km²）であり、滋賀県全体のおよそ 17.0%を占めている。

【地勢】

位置 東経 136 度 18 分 30 秒 北緯 35 度 20 分 25 秒
範囲 東西 24 km 南北 40 km
海拔 最高 1,317.0m 最低 85.0m

【地形、地質】

1) 地形

長浜市の地形は、市域中央を流れる姉川、高時川及び余呉川により形成された低地と市域東部、東北部及び北部の山地部に大別される。

2) 地質

長浜市の地質は、下位より湖北山地等を構成する基盤岩である中・古生層と、これを覆う洪積層及び沖積層からなる。沖積層は、平野の表層に堆積している最も新しい地層であり、未固結の泥、砂等からなり、軟弱な地盤である。特に湖岸部は締まりの緩い砂層が多くなっている。

市域にある主な活断層の状況は、市域東部の伊吹山南山麓を北西から南北方向に関ヶ原断層、北方の姉川支流の草野川沿いの南北方向に醍醐断層が通り、近江盆地の北東縁を切る柳ヶ瀬断層は柳ヶ瀬トンネル付近から北陸自動車道沿いに南東方向に旧虎姫町にまで達する。

3) 気象

① 気温

年間平均気温 13.9℃、最高気温の平均値 18.7℃

最低気温の平均値 9.6℃、最高気温は 7 月から 8 月、最低気温は 1 月又は 2 月

② 降水量

当市の降水量は、梅雨時期の 6～7 月、台風時期の 9 月に多い傾向にあるが、市南側の湖岸部と市北側の山間部によって傾向が異なる。市北側の山間部では、降雪があるため、冬季にも非常に多くの降水量がある。

市南側の湖岸部の年降水量は、1,533.2 mm である。市北側の山間部では、年降水量が 2,691.4 mm と南側の湖岸部と比べて 1,000 mm 程度多い。近年の地球温暖化の影響とみられる局所的な短時間豪雨などにより大雨の頻度が増加しており、市域では水害に対する危険性が高まっている。

市南側の湖岸部における日最大 1 時間降水量の観測上位は 50.5 mm (2008/7/18)、50.0 mm (2015/6/21)、49 mm (2007/7/12、2017/7/17)、市北側の山間部では 57 mm (1990/7/24)、53 mm (1977/8/17)、51 mm (2005/8/13) の順となっている。

③ 積雪

市北側の山間部において、5cm 以上の最深積雪の日数が 65.8 日、100cm 以上の最深積雪の日数が 10.1 日あり、市北側の山間部は特別豪雪地帯に、その他市内の一部地域が豪雪地帯に指定されている。

山間部の最深積雪の平均値は、1 月で 79cm、2 月で 99cm である。近年において

は、2011年1月31日に249cmという最深積雪を観測している。

(令和元年8月長浜市地域防災計画より)

【社会的条件】

1) 人口、世帯数

令和2年1月1日現在、人口117,892人、46,308世帯と、滋賀県内においては大津市、草津市に次いで第3位の人口を擁している。

2) 土地利用

平成28年度滋賀県統計書の土地利用種類別面積(評価総地積+非課税地積)で見ると、その他(25,840ha、約48%)が最も多く、次いで山林(15,301ha、約28%)、田(7,775ha、約14%)、宅地(2,711ha、約5%)、畑(979ha、約2%)の順となっている。

3) 産業

国勢調査の産業大分類別就業者数の割合で見ると、平成27年は第1次産業就業者数1,883人(3.3%)、第2次産業就業者数20,688人(36.0%)、第3次産業就業者数34,883人(60.7%)となっている。

4) 交通

当市は、京阪神や中京圏からはおおよそ60km、北陸圏からはおおよそ100kmの圏内にあり、当市を中心とした湖北地域はJR北陸本線及びJR東海道本線、名神高速道路及び北陸自動車道路の結節点として、また国道8号、国道365号の主要幹線道路が存するなど交通の要衝となっている。

このような地理的位置関係、交通利便性を背景に京阪神や中京、北陸の経済圏域の結節点として、これらの圏域と強く繋がっている。

(3) 地域の災害リスク

【風水害】(洪水、浸水被害)

当市は、市域の東部・北部に山岳地、琵琶湖周辺部に低地部、その間を姉川、高時川、余呉川等の河川が琵琶湖へと流下しており、水害や浸水被害の危険がある。

- ① 大雨によって姉川、高時川、余呉川、天野川が決壊した場合、大水害の危険がある。姉川上流に治水・河川維持用水目的の姉川ダムが建設され、草野川合流前までの中上流区間は集中豪雨時における流量調節効果が一定程度期待されるものの、草野川や高時川合流後の下流区間については現状でも水害の危険がある。(2.0m~5.0m、合流地点付近では最大で5.0m以上の浸水被害が想定されている。)

また、集中豪雨の発生頻度が全国的に高まっており、姉川ダムでも大きく想定を超える雨量になった場合はダム流入量と等しいダム放流量となり、中上流区間も決壊の危険は避けられない。

県が作成した姉川、高時川、余呉川、天野川の「洪水浸水想定区域図」では、市内の多くの地域で浸水被害が想定されている。

- ② 市内の中小河川は、流域が小さく上流域で降った雨水の到達時間が短いため、雨足が強くなると直ちに水位が上昇する。これによって市内の中小河川が増水し、低地区域で浸水被害が発生する危険がある。

- ③ 大雨が続いて琵琶湖の水位が上昇した場合、琵琶湖岸沿いの低地部において浸水し、農地や家屋に浸水被害が発生する危険がある。

【土砂災害】

市域東部、東北部及び北部の山地部には、土石流危険渓流（280箇所）や急傾斜地崩壊危険箇所（193箇所）が多く分布しており、その一部は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく警戒区域や特別警戒区域に指定されている。大雨によって土石流やがけ崩れ等の土砂災害が発生する危険が極めて高い。山地・丘陵地の麓部で土砂災害が発生した場合、人命や家屋への被害が発生する可能性がある。

【台風】

滋賀県内における台風は、地理、地勢上台風の通過コースにより、発生する災害の態様が異なる。滋賀県に接近して西方を通過するときには暴風となりやすく、東側を接近して通るときは豪雨をもたらす水害が発生しやすい。

台風のコースと暴風雨との関係は、次の3つに大別される

- ① 北東進型 滋賀県にとって最悪の型で、次の特徴がある。
 - ・滋賀県の西の至近距離を北東進する大型台風は、特に暴風となる。
 - ・滋賀県の東の至近距離を北東進する台風は、特に豪雨をもたらす。
- ② 北西進型 北西進型は盛夏期に多く、雨台風となる。
- ③ 北上型 北上型は、一般に雨台風で、接近の度合いによっては雨も強い。

【豪雪】

西高東低の冬型気圧配置となり、北寄りの季節風が強くなると、日本海側、滋賀県北部でも大雪を降らせることがある。特に小さい低気圧が日本海を東進した直後によく降り、そのあと冬型気圧配置が持続すると積雪量は多くなる。

近年は昭和期のような甚大な大雪の被害は減ってはいるものの、平成23年の大雪では柳ヶ瀬で1月の降雪の合計が364cm、最深積雪が249cmを記録した。また、平成30年2月には北陸西部が大雪にみまわれ、3日にわたる国道8号線の車両立ち往生や、北陸自動車道路が通行止めとなったことで、福井県境から一般道を越えて南下してくる車両によって、市内幹線道路においても交通が麻痺する事態となった。

【地震】

当市で考慮すべき地震は、内陸活断層地震と近い将来発生することが予測されている南海トラフ巨大地震である。

先述のとおり当市における主な活断層は関ヶ原断層、醍醐断層、柳ヶ瀬断層であり、市域で大きな被害の発生した大規模な地震としては明治42年の姉川地震（M6.8）があり、これは柳ヶ瀬断層の南端付近で発生した。

被害想定によれば当市において最も大きな被害をもたらす地震は柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯による地震であり、市内の大部分で震度7の揺れが生じ、建物、人的被害が最も大きくなると想定している。

また、南海トラフ巨大地震の想定は震度6弱であり、市内の被害はそれほど大きくはないと想定されるものの、京阪神、中京の経済圏と繋がりが強い当地域においては、交通網や市内事業者が関わるサプライチェーンへの影響など、経済的には看過できないほどの被害が生じるおそれがある。

(4) 商工業者の状況

1) 旧長浜市区域の商工業者数（平成 28 年経済センサス）

建設	製造	卸売	小売	飲食・ 宿泊	サービ ス	その他	計
298	298	197	687	375	497	724	3,076

2) 長浜商工会議所加盟数（平成 30 年度）

繊維	一 般 製造	金融・ 証券・ 保険	料 飲 食・旅 館	食 品 加工	卸・小 売 商 業	建設・ 不 動 産	機械・ 金 属 加工	交通・ 運輸	IT・ 情報 提供	計
22	105	22	78	31	275	245	73	29	214	1,094

うち小規模事業者数（商工会議所加盟件数 平成 30 年度）は 957 者（社）である。

(5) これまでの取組

1) 当市の取組

・地域防災計画の策定

災害に強いまちとするために、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的な方向性を示し、計画的に防災施策を推進することを目的に策定し、毎年改訂を行っている。

・防災推進員研修会及び災害図上訓練の実施

地域防災リーダー育成のための「防災推進員研修会」、各自治会単位での危険箇所や避難経路を住民自身で考えていただく「地区防災マップ」づくりの「災害図上訓練」を毎年実施している。

・防災訓練の実施

多くの市民に参加いただく形で、「総合防災訓練」等大規模な訓練を毎年実施している。

・防災出前講座の開催

災害対応への正しい知識と行動を自治会単位で学ぶ機会として「防災出前講座」を開催している。

・草の根防災体制育成事業補助金の交付

自主防災組織の育成、防災備品及び資機材の整備に要する経費の一部補助として、自治会に補助金を交付している。

・災害用物資の備蓄

災害に備え非常食や資機材等を防災倉庫に備蓄している。

備蓄している物資の例：飲料水、食料、毛布、日用品セット、生理用品、紙おむつ、簡易トイレ、発電機、投光器等

2) 当会議所の取組

① 事業者BCPに関する国の施策の周知

- ・国、県、日本商工会議所等がBCPの意義や重要性に関する意識の醸成やBCP策定・運用のために作成した各種周知・広報物を事務所の情報提供スペースに備え置くとともに会報等により情報発信に努めている。
- ・補助金説明会等において、事業継続力強化に係る各種制度の紹介を行っている。

② 事業者BCP策定セミナーの開催

災害の発生など緊急事態が生じた際に中核となる事業を維持し、一早く復旧することが事業活動において欠かせないこと、そのためのBCPの早期策定と適正な運用の基礎を学ぶセミナーを開催した。

③ 災害補償を対象とした損害保険への加入促進

滋賀県共済協同組合、日本商工会議所と提携した損害保険会社の損害保険を紹介し、加入促進に努めている。

II 課題

現状においては、人員体制が脆弱なこと、職員の災害に関する知識や事業継続力強化に関するノウハウの不足、中小事業者においてはBCP策定の優先度が低いこと等から、当会議所における事業継続力強化の支援が消極的な取組に留まっていること、災害発生時に事業者の支援を迅速・的確に行うための基礎となる当所のBCPが策定されていないことが課題になっている。

滋賀県は災害復旧費の額が全国で最少であることから推察されるように、全国でも災害の発生が最も少ない地域の一つであることもこうした状況の背景にあると思われるが、近年、地球温暖化の影響と考えられる甚大な被害をもたらす風水害の発生、地震の活動期において今後、大規模な地震の発生が懸念されるため、早期に事業者の事業継続力強化を支援する取組を強化することが必要である。

平成30年には、台風21号により建物や停電の被害が数多く発生したが、被害状況を迅速に把握できなかったことや一貫した情報収集が困難であることなど、改めて情報収集についての課題が浮き彫りにされたところである。事業者の被害状況は規模や業種、設備の状況などの違いから個別具体的な積上げが必要であり、また災害対応においては生命・身体の安全が最優先される中で、当市と当会議所の連携も視野に入れた現実的かつ効率的な情報収集伝達の仕組みをどのように構築していくかも課題となって来る。

III 目標

- (1) 地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- (2) 地区内小規模事業者に対し、BCP策定支援や必要な保険契約に関する情報提供を行う。
- (3) 災害発生時における地域内小規模事業者に対する当所の支援の基礎となる当会議所のBCP策定
- (4) 発災時における当会議所と当市との現実的かつ効率的な情報収集伝達の仕組みを構築する。
- (5) 大規模災害における再建支援に係る組織内の体制づくり、関係機関との協力関係づくりについて事前の検討を進める。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1) **事業継続力強化支援事業の実施期間** (令和2年4月1日～令和7年3月31日)

(2) **事業継続力強化支援事業の内容**

- ・ 当会議所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 当会議所は巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・ 当会議所は市をはじめとする地方公共団体の防災関係部局等の協力を得て、当該地域における具体的な災害リスクの紹介や対処方法をセミナー等で紹介する。
- ・ 当会議所と当市は会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 当会議所は小規模事業者に対し、事業者BCP(日本商工会議所が提唱するBCP(事業継続計画)簡単策定ツールなど速やかに取組可能な簡易なものを含む。)の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について支援・助言を行う。
- ・ 当会議所は事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会議所の事業継続計画の作成

災害発生時に事業者の支援を迅速・的確に行うためには当会議所の業務体制が整うことが前提であり、その基礎となる当会議所の事業継続計画を速やかに作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・ 災害、とりわけ広域的な災害に対する支援は、商工会議所や商工会の制度的な地区で区分することが合理的とは言えない場合もあることから、少なくとも長浜市域における連携した取組を行うことができるよう当商工会議所、長浜市内商工会、当市が連携のための取組について平時から協議を行う。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認
- ・ 当会議所と当市で事業継続力強化に向けた協議を実施し、状況確認や改善点等について協議を行う。

5) 当該計画に係る確認・訓練の実施

- ・ 自然災害(本市で最も大きな被害が発生すると想定されている柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯を震源とするマグニチュード7の地震)が発生したと仮定し、当会議所・当市間の情報伝達の仕組みの機能について確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

＜ 2. 発災後の対策＞

- ・ 当市は勤務時間内外に関わらず、市内の被害状況を確認し、災害の態様に応じて災害対策本部（災害警戒本部）（以下「市本部等」という。）を設置し、避難所の開設他、各種応急対策等を実施することとしている。
- ・ 当会議所においては、下記の手順で小規模事業者の支援に努めるとともに、市と情報の共有等に努め、連携して対策を進める。

1) 応急対策の実施可否の確認

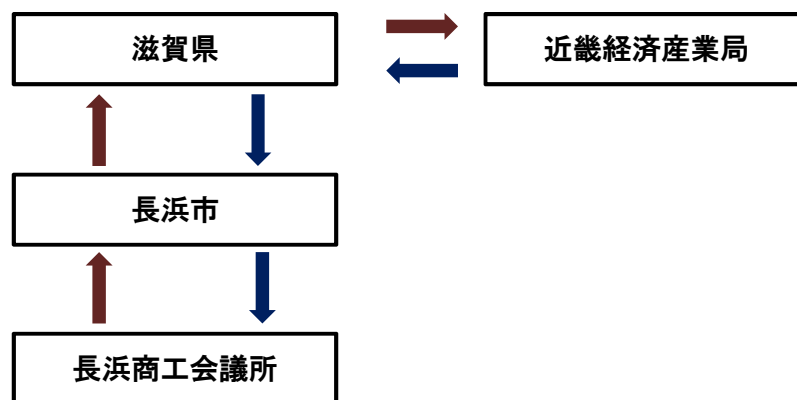
発災後は、当会議所BCPに定めた所定の時間以内に職員の安否確認を行う。この確認に合わせて可能な限り被害情報を収集するよう努めるものとする。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会議所と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・ 発災後、当会議所においても策定したBCPに基づき速やかに各職員が勤務場所に参集し、市内商工業者の被災状況の把握に努め、市と被害状況の共有に努め、市との連携に務めながら応急対策を進める。
- ・ 当会議所職員自らが被災し、応急対策ができない場合は、参集可能な職員において大まかな被害状況の確認を行い、速やかに市との情報共有を図る。

＜ 3. 発災時における連携協力・連絡体制＞

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の迅速・的確な被害状況の把握とともに当会議所と当市との現実的かつ効率的な情報収集伝達の仕組みを構築する。
- ・ 当会議所と当市が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当市より県に報告する。



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・ 相談窓口の開設方法について、当市と当会議所とで相談する（当会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

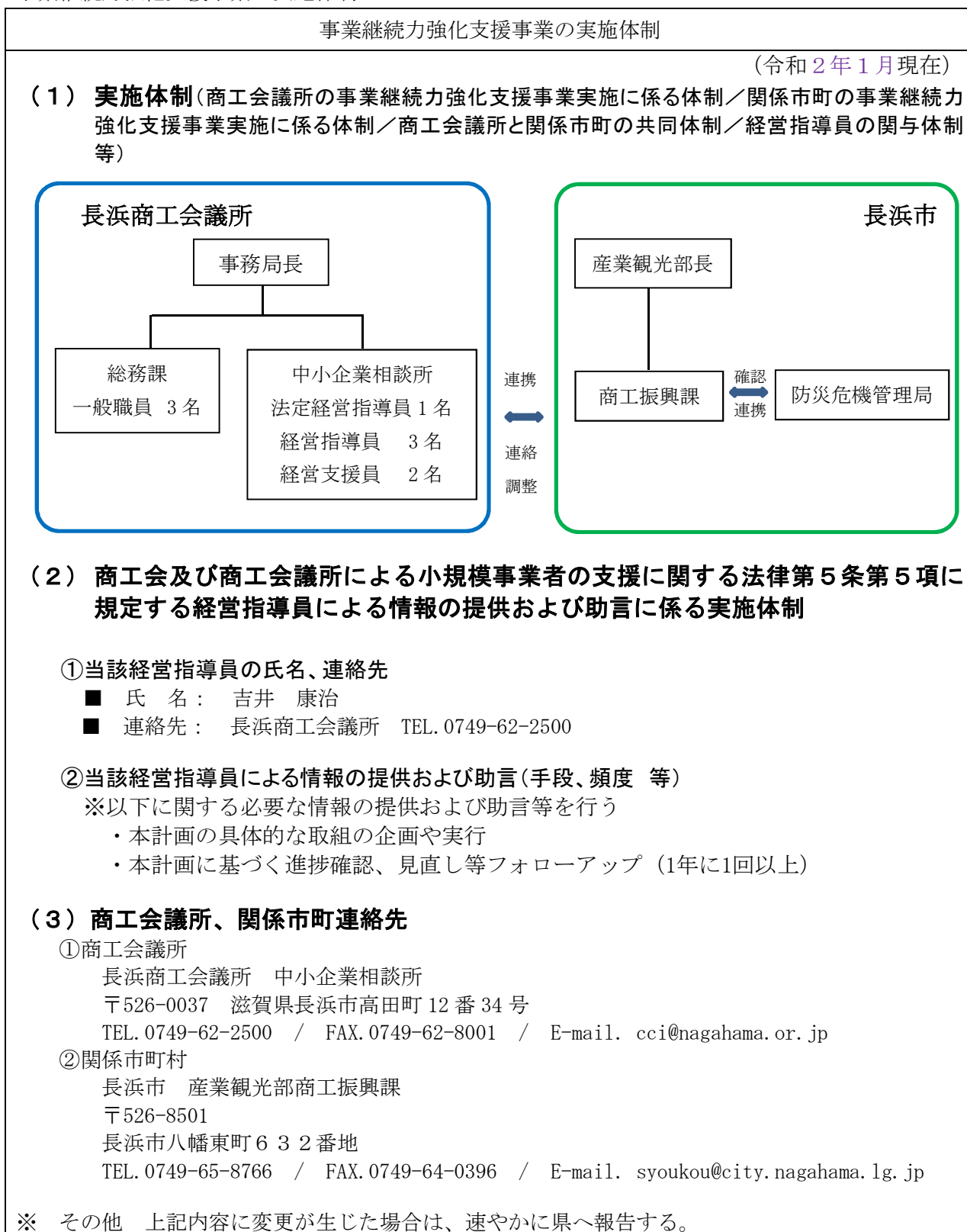
＜5. 地区内小規模事業者に対する再建支援＞

- ・当市は滋賀県の方針に沿って可能な再建支援の方策を選定し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・当市は被災小規模事業者の被害状況を調査し、再建のための資金需要を速やかに把握する。
- ・当市は被災地を管轄する金融機関に対し、被害の状況に応じて貸付手続の簡素化や迅速化および貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するように要請する。
- ・当市は当会議所と連携して、国、県および日本政策金融公庫等が行う金融の特別措置について中小企業者に対して周知徹底を図る。
- ・当市は県と連携して、関係金融機関に対し融資の円滑化および既往貸付金の返済猶予等について弾力的な対応を要請するとともに、「経済変動・災害対策貸付」、「セーフティネット貸付」等による融資が円滑に行われるよう必要な措置を執る。
- ・被害規模が大きく、当市、当会議所職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

※ その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	100	200	200	200	200
・会議所BCP 作成勉強会	50				
・セミナー 開催費	50	50	50	50	50
・専門家派遣費		90	90	90	90
・広報周知費		60	60	60	60

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
滋賀県補助金、長浜市補助金、会費収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会または商工会議所および関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名または名称および住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
なし
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
① ② ③